

矢巾町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月23日(月)午後1時30分から

2. 開催場所 矢巾町役場2-2会議室

3. 出席委員(16人)

会長	16番	米倉孝一
会長職務代理者	15番	藤原由明
委員	1番	佐々木昭英
	2番	白澤和実
	3番	中川和則
	4番	阿部江利子
	5番	藤原弘也
	6番	藤原幸藏
	7番	藤井 満
	8番	藤原啓師
	9番	吉田 力
	10番	川村良道
	11番	村松とも子
	12番	佐藤俊孝
	13番	白澤克美
	14番	川村和男

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会議書記の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	業務の経過報告
日程第5	報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
日程第6	報告第2号 使用貸借解約通知について
日程第7	報告第3号 専決処理事項報告について
日程第8	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する 許否決定について
日程第9	議案第2号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する 許否決定について

- 日程第10 議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
 日程第11 議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
 日程第12 議案第5号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に
 対する意見決定について
 日程第13 議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
 日程第14 議案第7号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に
 対する意見決定について
 日程第15 議案第8号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
 日程第16 議案第9号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に
 対する意見決定について
 日程第17 議案第10号 令和2年度農作業標準賃金の設定について
 日程第18 議案第11号 農地法第3条の許可申請に係る下限面積（別段面積）の
 設定について
 日程第19 議案第12号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている
 等の証明申請に対する許否決定について
 日程第20 議案第13号 相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行って
 いる等の証明申請に対する許否決定について
 日程第21 議案第14号 矢巾町農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令
 について
 日程第22 議案第15号 農業委員会事務局職員の任免の許否決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 保
 主 査 泉山 弘道
 主 査 煙山 裕

6. 会議の概要

議 長	<p>ただいまから令和2年第3回矢巾町農業委員会総会を開会します。</p> <p>なお、本日の総会は、新型コロナウイルス感染症予防のため、事前に議案書を送付しておりますので、議題についての朗読を省略し、時間短縮により進行いたします。</p> <p>質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくをお願いします。</p> <p>ただいまの出席委員は16名であります。あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	それでは当職より指名します。11番村松とも子委員、12番佐藤俊孝委員、13番白澤克美委員をお願いをいたします。
議 長	<p>日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	それでは、当職より指名いたします。農業委員会事務局、煙山裕主査をお願いします。
議 長	<p>日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	それでは、本日1日と決めます。

議 長	<p>日程第4、業務の経過報告ですが、主なものについて当職よりご説明いたしますが、今回は紙面での報告とし、省略いたします。何か質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>では、次に進みます。</p>
議 長	<p>日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。</p>
議 長	<p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>では次に進みます。</p>
議 長	<p>日程第6、報告第2号、使用貸借解約通知について、を議題といたします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。</p>
議 長	<p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>では次に進みます。</p>
議 長	<p>日程第7、報告第3号、専決処理事項報告について、を議題といたします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。</p>
議 長	<p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>では次に進みます。</p>
議 長	<p>日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>

議 長	はい、事務局。
事務局	補足説明でございますが、この案件は、10a 当たり 300 万円とかなり高額となっておりますが、この農地は譲受人の自宅の敷地内の農地であったことから、両者で協議する際に譲渡人が宅地並みの金額を希望した結果この額になったと聞いております。また、この案件につきましてお手元の別添「農地法第3条調査書」の1ページをご覧ください。こちらをご覧くださいまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから許可要件の全てを満たしているものと考えております。以上でございます。
議 長	それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。
15 番	はい、議長。
議 長	はい、15 番藤原会長職務代理者。
15 番	はい、15 番藤原です。今の説明で宅地内にあったから額が高くなったとのことですね。今まで宅地内にあったということは確認していたのですか。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	はい、15 番藤原会長職務代理者の質問にお答えいたします。こちらですが、今までもこちらの敷地内にあったわけでございますが、今までは貸し借りでやっておりまして、今までもこちらの譲受人の方が耕作していた状況となっております、今回も敷地の中にあるものですから、名義も変えてしまいたいと前から希望があり、ようやく高額ではございますが金額の折り合いが付きましてとのことで今回申請をしたものでございます。以上でございます。
議 長	あとは、ございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

	(「なし」の声あり)
議 長	<p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	(賛成者挙手)
議 長	<p>挙手全員ですので、許可することに決めます。</p> <p>次に進みます。</p>
議 長	<p>日程第9、議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。</p>
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	<p>この案件につきましてお手元の別添「農地法第3条調査書」の2ページをご覧ください。こちらをご覧くださいまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから許可要件の全てを満たしているものと考えております。以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議 長	挙手全員ですので、許可することに決めます。 次に進みます。
9 番	はい。
議 長	はい、9 番吉田力委員。
9 番	はい、9 番吉田です。次の案件は私に関係する案件ですので、退席の許可をお願いします。
議 長	9 番吉田力委員の退席を許可します。 吉田力委員が退席するまでの間、休憩といたします。
	休憩 13 時 34 分
	(9 番吉田力委員 退席)
	再開 13 時 34 分
議 長	再開します。
議 長	日程第 10、議案第 3 号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	この案件についてですが、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。
議 長	それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。
8 番	はい、議長。
議 長	はい、8 番藤原委員。
8 番	はい、8 番藤原です。借賃が 1 反歩あたり 4,300 円となっているわけですが、何

	か事情があつて安くなつてゐるのですか。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	はい、8番藤原委員の質問にお答えいたします。こちらの案件でございますが、畑となつておりました、金額につきましてはお互いの間で話し合つた金額でございますので、畑であることが影響していると考えております。以上でございます。
議長	あとは、ございませんか。 (「なし」の声あり)
議長	質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり)
議長	討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。 議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。 9番吉田力委員が着席するまで休憩といたします。 休憩 13時37分 (9番吉田力委員 着席) 再開 13時38分
議長	再開します。

議 長	<p>お諮りします。</p> <p>日程第 11、議案第 4 号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、日程第 12、議案第 5 号、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定について、は農地中間管理事業に関する案件ですので一括して議題としてよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一括して議題といたします。</p>
6 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、6 番藤原幸藏委員。</p>
6 番	<p>はい、6 番藤原です。次の案件は私に関係する案件ですので、退席の許可をお願いします。</p>
議 長	<p>6 番藤原幸藏委員の退席を許可します。</p> <p>また、議案第 5 号、議案第 7 号、議案第 9 号の詳細説明員を入室させますので、休憩といたします。</p> <p>休憩 13 時 39 分</p> <p>(6 番藤原幸藏委員 退席)</p> <p>(産業振興課：小笠原光行主査 入室)</p> <p>再開 13 時 40 分</p> <p>再開します。</p>
議 長	<p>再開します。</p>
議 長	<p>日程第 11、議案第 4 号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、日程第 12、議案第 5 号、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定について、を議題といたします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。</p>
議 長	<p>議案第 5 号に関しまして、詳細説明を町産業振興課にお願いしておりますので、担当者から詳細説明をお願いします。</p>

産業振興課	はい、議長。
議長	はい、産業振興課、小笠原主査。
産業振興課	<p>はい、では議案第5号について詳細説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。</p> <p>こちらは農地中間管理事業における新規の賃貸計画3件となります。</p> <p>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、この対象の地域の中の〇〇〇〇地区の人・農地プランの中心経営体であるため、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇への配分計画の案を策定しました。なお、期間が6年間となっていますが、これは〇〇〇〇〇〇〇よりこれまでのものと期間がバラバラになると管理が大変になるという理由でお願いをされて設定したものです。これまでのものと同じ期間として設定したものになります。以上説明とさせていただきます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	議案第4号についてですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。
議長	<p>それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願ひます。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願ひます。討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議 長	<p>挙手全員ですので、妥当な計画であるとして意見することに決めます。</p>
議 長	<p>議案第5号、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、妥当な計画であるとして意見することに決めます。 6番藤原幸藏委員が着席するまで休憩といたします。</p> <p>休憩 13時44分</p> <p>(6番藤原幸藏委員 着席)</p> <p>再開 13時44分</p>
議 長	再開します。
議 長	<p>お諮りします。</p> <p>日程第13、議案第6号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、日程第14、議案第7号、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定について、は農地中間管理事業に関する案件ですので一括して議題としてよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	異議なしとのことですので、一括して議題といたします。
2番	はい。
議 長	はい、2番白澤和実委員。
2番	はい、2番白澤です。次の案件は私に関係する案件ですので、退席の許可をお願いします。
議 長	<p>2番白澤和実委員の退席を許可します。 白澤和実委員が退席するまでの間、休憩といたします。</p>

	<p>休憩 13時45分</p> <p>(2番白澤和実委員 退席)</p> <p>再開 13時45分</p>
議長	再開します。
議長	<p>日程第13、議案第6号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、日程第14、議案第7号、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定について、を議題といたします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。</p>
議長	議案第7号に関しまして、担当者から詳細説明をお願いします。
産業振興課	はい、議長。
議長	はい、産業振興課、小笠原主査。
産業振興課	<p>はい、では議案第7号について詳細説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。</p> <p>まず、番号1につきましては新規の賃貸手続きになります。○○○○○○○○○○○ ○は、当該農地の桜屋地区の人・農地プランの中心経営体であるため、○○○○○ ○の配分計画の案を策定しました。</p> <p>なお、期間は9年間となっていますが、こちらも先程の議案第5号の○○○○○ ○○と同様で、期間がバラバラになると管理が大変になるという理由で設定したも のになりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、番号2につきましては再配分の手続きとなります。現在の耕作者は ○○○○○○○○○ですが、耕作地が飛び地になっているため再配分をしていただき たいと申し出がありましたので、計画案を作成したものととなります。</p> <p>対象の圃場につきましては、人・農地プラン上では○○○地区となりますが、同 地区の中心経営体からは、農地中間管理事業への活用への申し込みがない状況であ ったため、近隣地域の申込者の中で優先順位を検討し配分案を策定しました。</p> <p>結果につきましては、優先順位検討一覧表のとおりで、○○○○○○○○○○○が 配分予定者になっております。なお、希望条件には差がありませんでした。図面に 示している通り、対象の圃場に一番近いところを登録している○○○○○○○○○○○ ○の配分計画の案を策定いたしました。</p>

	<p>なお、期間、賃料共に再配分の手続きを行う現時点では、現在の耕作である〇〇〇〇〇〇〇〇との条件を引き継ぐ形で手続きを行うものとなりますので、よろしくお願いたします。以上説明とさせていただきます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	議案第6号についてですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。
議長	<p>それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第6号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	挙手全員ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。
議長	<p>議案第7号、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。</p> <p>2番白澤和実委員が着席するまで休憩といたします。</p>

	<p>休憩 13時50分</p> <p>(2番白澤和実委員 着席)</p> <p>再開 13時51分</p>
議長	再開します。
議長	<p>お諮りします。</p> <p>日程第15、議案第8号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、日程第16、議案第9号、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定について、は農地中間管理事業に関する案件ですので一括して議題としてよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	異議なしとのことですので、一括して議題といたします。
議長	<p>日程第15、議案第8号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、日程第16、議案第9号、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定について、を議題といたします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。</p>
議長	議案第9号に関しまして、担当者から詳細説明をお願いします。
産業振興課	はい、議長。
議長	はい、産業振興課、小笠原主査。
産業振興課	<p>はい、では議案第9号について詳細説明をさせていただきます。よろしくお願います。</p> <p>まず、番号1につきましては新規の賃貸手続きになります。〇〇〇〇〇は、当該農地〇〇地区の人・農地プランの中心経営体であるため〇〇〇への配分計画の案を策定いたしました。</p> <p>続きまして、番号2、3、4-1、4-2につきましては各件とも同様の手続きとなるため、併せて説明させていただきます。まずこちらも新規の賃貸手続きとなりますが、現状の契約をして耕作されているものを改めて農地中間管理事業を活用する形で手続きを行うものとなります。</p>

	<p>配分予定者である〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇の3名ともそれぞれの圃場がある〇〇〇〇地域、〇〇地域の人・農地プランの中心経営体であるためそれぞれの配分計画の案を策定しております。</p> <p>なお、賃料につきましては圃場により5,000円だったり、条件の悪い圃場では0円となっておりますが、これも現状を引き継いでいるものとなりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>最後に番号5につきまして、こちらは再配分の手続きとなります。現在こちらを耕作しているのは、〇〇〇〇ですが、昨年〇〇〇〇地区の人・農地プランの中心経営体に掲載されたことで、約1年前に再配分の手続きを行いまして耕作を始めましたが、耕作を続けることが難しいと申し出があったことから再配分の手続きを行うものとなります。</p> <p>配分予定者である、〇〇〇も〇〇〇〇地域の人・農地プランの中心経営体でありますので、よろしくお願いいたします。以上説明とさせていただきます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	議案第8号についてですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。
議長	<p>それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。
議長	<p>議案第8号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議 長	<p>挙手全員ですので、妥当な計画であるとして意見することに決めます。</p>
議 長	<p>議案第9号、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、妥当な計画であるとして意見することに決めます。説明員が退席するまでの間、休憩といたします。</p> <p>休憩 13時56分</p> <p>(産業振興課：小笠原光行主査 退席)</p> <p>再開 13時57分</p>
議 長	再開します。
議 長	<p>日程第17、議案第10号、令和2年度農作業標準賃金の設定について、を議題といたします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。</p>
議 長	<p>2月28日に農作業標準賃金検討委員会が開催されておりますので、事務局より会議の結果等について報告願います。</p>
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	<p>補足の説明をさせていただきます。こちら賃金設定につきましては、2月の中旬に認定農業者7名を抽出し、アンケートを実施しております。</p> <p>後の2月28日に標準賃金に係る検討会を開催し、先ほどのアンケートを取った認定農業者のほか、営農組合、法人それぞれ代表を選んで検討会を開催しました。メンバーには農協あるいは普及センターも含んでおります。</p> <p>その後、検討されたものにつきましては農政経済専門委員会で検討会を開催しております。書面でやり取りにより、本日こちらを提案するものでございます。以上でございます。</p>

議 長	それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。
4 番	はい、議長。
議 長	はい、4 番阿部委員。
4 番	はい、4 番阿部です。コンバイン(大豆)が 11,000 円でコンバイン(麦)が 12,050 円で 1,050 円位の幅があります。 これは麦の場合ですが、刈り取りを見ていると米と違い、集約なので効率の良い刈り方をしています。このことについて但し書きはしないのでしょうか。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	はい、4 番阿部委員の質問にお答えいたします。特に記載はしていませんが、そういったご意見があれば追加させていただきますので、委員の皆様の意見を願いたいいたします。
4 番	はい、議長。
議 長	はい、4 番阿部委員。
4 番	はい、意見です。刈り取る側としては、賃金が高い方が当然良いと思われませんが、刈っていただく側としては経費削減、仕事の量、かかる負担を考えて大豆と一緒に良いかと私は考えます。参考にさせていただければと思います。
14 番	はい、議長。
議 長	はい、14 番川村委員。
14 番	はい、14 番川村です。この件については、私が思うには小麦というものは、取れる場合は長丁場で時間がかかります、量も多いです。そのため大豆と一緒に賃金であることは不公平かと思われます。 大豆の方が、収量は少なく、8 条クラスのコンバインとなってくると麦よりもかなり収量は減り、単価が違ってよいと私自身は思います。

	私も長年麦をやってきましたが、本当に量の少ない、間が見える等と様々あるわけですが、収量がある時は米並みにコンバインの油がかかりますので、単価は妥当かと思います。以上でございます。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	ご意見、ありがとうございます。こちらは標準賃金ということで麦と大豆それぞれの価格で差をつけて載せる方向にさせていただき、これを参考にしてそれぞれの農家同士で協議し、作業賃金を決めてもらう形でご理解をいただきたいと思えます。以上でございます。
議長	<p>それでは、阿部委員から稲をコンバインで刈るのと麦を刈るのでは同一なものであるから、同じ賃金でよろしいのではないかとご意見がありました。</p> <p>川村委員からは、作物によっては賃金が変わってくるので、単価に違いがあっても良いのではないかと意見がありました。</p> <p>事務局からは、これは標準賃金であるから、当人同士で話し合いをして賃金を決めていただければと意見がありました。</p>
議長	<p>あとは、ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第10号、令和2年度農作業標準賃金の設定について、原案のとおり決するに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	挙手全員ですので、原案のとおり決します。

	次に進みます。
議 長	日程第 18、議案第 11 号、農地法第 3 条の許可申請に係る下限面積（別段面積）の設定について、を議題といたします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。
議 長	それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。
12 番	はい、議長。
議 長	はい、12 番佐藤委員。
12 番	はい、12 番佐藤です。選定理由の中に経営耕作面積が 50a 以下の農家が農家全体の 40%以下とありますが、実際はいくらですか。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	はい、12 番佐藤委員の質問にお答えいたします。約 23%になっております。以上お答えといたします。
12 番	はい、議長。
議 長	はい、12 番佐藤委員。
12 番	はい、12 番佐藤です。本町農家の平均的耕作面積とありますが、農家数と総面積を割り戻して平均しているかと思いますが、いかがですか。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	はい、12 番佐藤委員の質問にお答えいたします。 大変申し訳ございませんが、手元に数字がないため、後でご報告いたします。以上でございます。

12 番	はい、議長。
議 長	はい、12 番佐藤委員。
12 番	はい、12 番佐藤です。遊休農地の状況からというところですが、全員協議会の資料の中の数字を見れば 0.07% で 1 % 未満だということですが、それでよろしいのですか。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	はい、12 番佐藤委員の質問にお答えいたします。その通りでございます。以上でございます。
12 番	はい、議長。
議 長	はい、12 番佐藤委員。
12 番	はい、12 番佐藤です。下限面積を設定するがゆえに新規就農をする場合は、この下限面積の農地をもって農家であるという数字だと思います。 空き家農家とセットでの事例をもって下限面積を引き下げている市町村があるみたいですが、その情報、状況があれば教えていただきたい。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	12 番佐藤委員の質問にお答えいたします。 本日の全員協議会資料に付けていますが、今回の地域再生法の一部改正により農地法の特例は令和 2 年 1 月 6 日施行です。今のところはありません。 今回の地域再生法の一部改正ではなく、別段面積とは別に空き家付き農地に限って設定しているところは、6 市町村あります。以上でございます。
12 番	はい、議長。

事務局	はい、12 番佐藤委員。
12 番	<p>はい、12 番佐藤です。今の関連で農林水産省のデータをインターネットで検索をしたところヒットしまして、全国で 153 市町村が空き家とセットで農地を取得する場合の下限面積を引き下げている事象がありました。</p> <p>全国では、東京、大阪、京都などを除く 33 道県で今の 153 市町村になっております。東北 6 県では各県でありまして、12 件ありました。一番多いのは、山形の 5 件。その他の県は 1 ないし 2 件です。</p> <p>当県も 1 件ありました。この 1 件はどこか情報をお持ちですか。</p>
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局
事務局	<p>はい、12 番佐藤委員の質問にお答えいたします。空き家対策と併せて行っている分につきましては、県内についてちょうど 1 年位前になりますが、一関市が一番最初にやり始めました。その後も紫波町や数か所の市町村でこのような形の設定を行っております。</p> <p>参考までにですが、1 年前になりますが、このような空き家対策と併せての別段面積の設定については、農林水産省から問題視され、実施している市町村にアンケート調査が行われ、様々な疑義があった模様です。</p> <p>その後、国から正式な通知は無く、農業会議や県にも確認しましたが、明確な回答がない状況の中、地域再生法の新しい制度ができました。</p> <p>農地法上の別段面積を定める時に空き家対策を絡めることは良いことなのか不透明なところがあることが現状となっております。</p>
12 番	はい、議長。
議 長	はい、12 番佐藤委員。
12 番	はい、12 番佐藤です。今の関連で、農地法の下限面積の扱いと地域再生法における空き家対策の下限面積の扱いは、まったくの別物として捉えてよろしいのですか。
事務局	はい、議長。

議 長	はい、事務局。
事務局	12 番佐藤委員の質問にお答えいたします。別段面積の設定方法は、まったく別でございますが、新しい農地法の特例につきましても、今までの農地法と同様に遊休農地が相当程度存在するなどの要件は引き続き残すよう指示が出ている状況でございます。以上でございます。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	<p>補足説明をさせていただきます。今までの下限面積については農業委員会の公示が必要になってきております。農業委員会で決めなければいけないということです。今回、地域再生法の特例につきましては農業委員会の公示が不要になりましたが、農業委員会の同意が必要になりました。</p> <p>つまり、町で作成する計画に農地付き空き家の下限面積を設定、町で作成した計画に対して農業委員会は同意をすることになります。</p> <p>しかしながら、大きなハードルがあり、地域再生法という計画は、内閣総理大臣の承認が必要になります。内閣総理大臣は農林水産省に同意を求めます。このような手続きを行うことは、今まで農業委員会で定められたことが、町で定めることとなりますと国の承認あるいは同意が必要になってきますので、特例といえどもむしろハードルが上がったと私自身感じております。</p> <p>今度住宅政策の担当課である道路住宅課ができますので、既存住宅促進事業計画を作るか、作らないか、この段階から農業委員会事務局としても参画していきたいと考えております。</p> <p>このことについては、周りの市町村とも情報共有しながら進めていきたいと思っております。以上でございます。</p>
12 番	はい、議長。
議 長	はい、12 番佐藤委員。
12 番	はい、12 番佐藤です。今の内容を整理してまとめていただきたいのですが、農地法で空き家とセットで農地を取得する場合、特例の扱いは農地法にある下限面積を下げているから許可されるという理解でよろしいですか。

議 長	<p>ここで、休憩いたします。</p>
議 長	<p>休 憩 14 時 12 分</p>
議 長	<p>再 開 14 時 33 分</p>
議 長	<p>再開します。</p>
議 長	<p>あとは、質疑ございませんか。</p>
議 長	<p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。</p>
議 長	<p>討論ございませんか。</p>
議 長	<p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。</p>
議 長	<p>議案第 11 号、農地法第 3 条の許可申請に係る下限面積（別段面積）の設定につ</p>
議 長	<p>いて、原案のとおり決するに賛成する委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手多数ですので、原案のとおり決します。次に進みます。</p>
議 長	<p>お諮りします。</p>
議 長	<p>日程第 19、議案第 12 号、相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について、日程第 20、議案第 13 号、相続税の納</p>
議 長	<p>税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている等の証明申請に対する許否決定に</p>
議 長	<p>ついて、は相続税の納税猶予に関する案件ですので一括して議題としてよろしいで</p>
議 長	<p>しょうか。</p>
議 長	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一括して議題いたします。</p>
議 長	<p>日程第 19、議案第 12 号、相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について、日程第 20、議案第 13 号、相続税の納</p>
議 長	<p>税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている等の証明申請に対する許否決定に</p>

	<p>ついて、を議題といたします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。</p>
議 長	<p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p>
8 番	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、8 番藤原委員</p>
8 番	<p>はい、8 番藤原です。同じ人が相続税の猶予について自分で経営と特定貸付けと2つに証明申請していますが、2つ申請してよいものですか。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局</p>
事務局	<p>はい、8 番藤原委員の質問にお答えいたします。その通りでございます、引き続き農業経営を行っている分と特定貸付けいわゆる農地中間管理事業への貸付けを行っている分とそれぞれありますので、それぞれについて証明をするものでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>あとは、ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第 12 号、相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について、議案のとおり許可する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議 長	<p>挙手全員ですので、証明を許可することに決めます。</p>
議 長	<p>議案第 13 号、相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている等の証明申請に対する許否決定について、議案のとおり許可する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、許可相当として意見することに決めます。</p> <p>次に進みます。</p>
議 長	<p>日程第 21、議案第 14 号、矢巾町農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令について、を議題といたします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>はい、補足の説明をいたします。今回、訓令の改正につきましては町長部局の規則の改正に基づき、今まで臨時職員だった者を会計年度任用職員に変えるものでございます。</p> <p>何が変わったのかと言いますとこれまで若干曖昧であった、パート職の身分などに対するルールが明確化されるものでございます。</p> <p>例えば、給与あるいは報酬につきまして、簡単に言えばボーナスが支給されますし、勤務時間、研修、福利厚生について含む規定、後は人事評価、服務規程といったものが示され、我々職員と同等な立場になるものでございます。</p> <p>これらのことを改正するものでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>

議 長	<p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第 14 号、矢巾町農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令について、原案のとおり決するに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、原案のとおり決します。</p> <p>次に進みます。</p>
議 長	<p>日程第 22、議案第 15 号、農業委員会事務局職員の任免について、を議題といたします。議題についての朗読は時間短縮のため省略いたします。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>はい、補足の説明をいたします。議案については記載のとおりでございます。</p> <p>泉山主査が今度、文化スポーツ課の文化財係長に昇任異動し、そして、その後任に〇〇〇〇〇の〇〇〇〇が入ります。</p> <p>事務補助員として〇〇〇〇が、今パート職員になっていますが、先程の議案でお願いしたとおりのものでございまして、今回事務補助員としてお願いするものでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>これについては人事案件ですので、質疑討論を省略して挙手により表決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは、挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第 15 号、農業委員会事務局職員の任免について、原案のとおり決するに同意する委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、原案のとおり決します。</p> <p>以上で議事のすべてを終了しましたので、総会は閉会といたします。</p> <p>みなさま、大変お疲れ様でした。</p>

	終了 14時42分
--	-----------

以上は、令和2年3月23日、矢巾町役場2-2会議室において開催された、令和2年第3回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長 _____

議事録署名委員 11番 _____

〃 12番 _____

〃 13番 _____